

# 公 告

八掲示第1号

## 輸出入貨物の検査場所を指定する件

関税法第69条第1項の規定に基づき、八代税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定し、令和5年3月23日より適用することとする。

なお、本指定の発出に伴い、「八代税関支署管内における輸出入の検査場所を指定する公示」（令和3年4月1日公示）は廃止する。

令和5年3月8日

八代税関支署長 仲 正文

### 記

- 1 保税地域（八代港指定保税地域岸壁、熊本港指定保税地域岸壁、及び三角港指定保税地域岸壁にけい留された本船及びはしけを含む。）
- 2 八代港国際クルーズターミナル内旅具検査場及び税関事務室（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 3 八代港0号岸壁（当該岸壁に係留された本船を含む。）（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 4 熊本空港出張所以外の税関官署構内（敷地を含む。）
- 5 熊本空港出張所の旅具検査場及び事務室
- 6 熊本空港旅客ターミナルビル1階国際線チェックインカウンター、国際線出発ロビー（国際線自動チェックイン機を含む）、団体カウンター、同カウンター前（但し、八代税関支署熊本空港出張所長が必要と認め、その都度指定した場所に限る。）及び機内預託手荷物荷捌場並びに熊本空港旅客ターミナルビル3階保安検査場、出国待合所及び国際線搭乗ゲートからボーディングブリッジまでの区域
- 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、第1項に規定する保税地域（熊本空港出張所の管轄区域内に限る）及び第5項に規定する検査場所に限る。